

○国立大学法人東北大学の物品購入等契約における競争参加資格取扱基準

平成19年4月1日財務部長裁定

改正 平成22年2月25日財務部長裁定

令和元年7月8日財務部長裁定

令和3年12月21日財務部長裁定

(目的)

第1条 この基準は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における物品の製造（工事を除く。）、物品の販売、役務の提供等（設計・コンサルティング等業務を除く。）及び物品の買受け（以下それぞれ「製造」、「販売」、「役務提供等」、「買受け」という。）の調達に関する競争参加資格の基本的事項を定めることにより、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学における製造、販売、役務提供等及び買受けに係る競争参加資格に関する取扱いについては、他に定めのある場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

（製造、販売、役務提供等又は買受けの予定価格別的一般競争参加者の資格）

第3条 一般競争に参加することができる者の資格については、国立大学法人東北大学契約事務取扱細則（平成16年4月1日理事（財務・人事担当）裁定）第8条に定めるとおりとする。

（等級格付けの審査の項目）

第4条 前条に規定する等級に格付けされる資格の審査（以下「資格審査」という。）の項目は次に掲げるとおりとする。ただし、物品販売業者、役務提供等業者及び物品買受業者については、第二号のロは適用しない。

- 一 申請者から別紙様式1による一般競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出があった日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各営業年度における年間平均生産（販売）高（以下「年間平均生産高等」という。）

二 経営規模

- イ 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあっては、資本金額（出資金及び加入金を含む。）に新株式払込金又は新株申込証拠金、準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあっては、次年繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。）

- ロ 直前決算における生産設備（機械装置類、運搬具類、工具その他）の価額の合計額（以下「生産設備の額」という。）

三 経営比率

- 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）をいう。以下「流動比率」という。）

四 審査基準日の前日までの営業年数（以下「営業年数」という。）

- 2 前項の場合において、申請者が組合である場合の資格審査の数値は次に掲げるとおりとする。

一 年間平均生産高等については、製造にあっては組合の年間平均製造高と当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で当該申請において受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っているもの（以下「関係組合員」という。）の年間平均製造高（組合に委託し又は組合から委託を受けた製造及び他の関係組合員に委託した製造に係る製造高を除く。）との合計額、販売、役務提供等又は買受けにあっては組合の年間平均販売高（関係組合員に対する販売に係る販売高を除く。）と関係組合員の年間平均販売高（組合又は他の関係組合員に対する販売に係る販売高を除く。）との合計額

二 自己資本額及び生産設備の額については、組合及び関係組合員のそれぞれの数値の合計額

三 流動比率については、組合の流動資産の額と関係組合員の流動資産の額との合計額を組合の流動負債の額と関係組合員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分比

四 営業年数については、組合の営業年数と関係組合員の営業年数とを合計したものの平均値（等級格付けの方法）

第5条 等級の格付けは一般競争に参加する資格を得ようとする者について、製造等業者の別に従い、別記1の年間平均生産高等により算定した数値と、自己資本額により算定した数値と、流動比率により算定した数値と、営業年数により算定した数値及び生産設備の額により算定した数値（物品販売業者、役務提供等業者、物品買受業者を除く。）の和の数値の、次の表の中欄に掲げる数値に応ずるそれぞれ同表の右欄に掲げる等級に行うものとする。

区分	数値	等級
物品製造業者	90以上	A
	80以上90未満	B
	55以上80未満	C
	55未満	D
物品販売業者	90以上	A
	80以上90未満	B
	55以上80未満	C
	55未満	D
役務提供等業者	90以上	A
	80以上90未満	B
	55以上80未満	C
	55未満	D
物品買受業者	70以上	A
	50以上70未満	B
	50未満	C

（一般競争参加資格審査申請書の提出期限等）

第6条 製造、販売、役務提供等又は買受けの一般競争に参加する資格を得ようとする者は、申請書を電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、国立大学法人東北大学会計規程（平成

16年規第77号)第4条第2項に規定する財務総括責任者(以下「財務総括責任者」という。)に提出するものとする。この場合において、財務総括責任者への提出期限は原則として、3年に一回審査が実施(以下「定期審査」という。)される年の1月末日とする。ただし、定期審査を受けようとする年の1月末日までに申請書を提出することができない場合は、隨時提出することができる。

- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。
 - 一 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - 二 営業経歴書
 - 三 財務諸表又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書
 - 四 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- 3 前項第一号から第四号までに掲げる書類は、写しをもって代えることができる。
- 4 第2項第一号及び第四号に掲げる書類について、提出することが著しく困難な場合にあっては、当該書類に相当する内容を示す書類をもって代えることができる。
- 5 財務総括責任者は、第1項の規定により申請書を受理するときは、当該申請書の内容を確認等しなければならない。
- 6 財務総括責任者は、受付処理を終えた申請書及び第2項に係る添付書類を次期定期審査終了時まで保管しなければならない。
- 7 第1項による申請書が統一参加資格の申請をしている場合は、この基準による資格審査を受け付けないことができる。

(資格の等級の決定及び競争参加資格者名簿の作成等)

第7条 財務総括責任者は、一般競争に参加する資格を得ようとする者について、第5条に定めるところにより資格を審査し、等級等を決定するものとする。

- 2 財務総括責任者は、等級等を決定したときは、製造等業者の別に区分した別紙様式2による競争参加資格者名簿(以下「名簿」という。)を作成しなければならない。
- 3 財務総括責任者は、申請者に対する資格審査の結果通知に代えて名簿の公表を行うものとする。
- 4 申請者は、等級等の決定後において、経営の状態が申請書の内容と著しく相違し、資格の等級に変更が生じると予想される場合には、財務総括責任者へ直ちにその旨を申し出なければならない。
- 5 財務総括責任者は、申請者が不正の手段により、一般競争参加資格の認定を受けたと認められる場合は、当該資格を取り消すものとし、別紙様式3による資格取消通知書により通知するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 申請者は、等級等の決定後において、申請書の内容のうち、次に掲げる事項について変更のあった場合には、別紙様式4による競争参加資格審査申請書変更届(以下「変更届」という。)を財務総括責任者へ提出しなければならない。

- 一 住所
- 二 商号又は名称
- 三 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名

四 営業所(営業所名、所在地、電話番号及びメールアドレス)

五 希望する資格の種類

六 営業品目

2 変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名の変更については、登記事項証明書の写し

二 個人の住所、商号又は名称の変更については、個人事業の開業・廃業等届出書の写し等の変更項目を確認できる書類

三 営業所の変更については、営業経歴書の写し等の営業所の所在状況が確認できる書類

四 希望する資格の種類及び営業品目の変更については、登記事項証明書又は営業経歴書の写し

五 希望する資格の種類に物品の製造を追加する場合は、直近の財務諸表と申請書の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式

3 財務総括責任者は、第1項の規定により、変更届を受理するときは、当該届出の内容を確認等しなければならない。

4 財務総括責任者は、受付処理を終えた変更届及び第2項に係る添付書類を次期定期審査終了時まで保管しなければならない。

5 財務総括責任者は、第1項の届出があったときは、第7条の規定に準じ再度等級等の決定等を行うものとする。

6 財務総括責任者は、前項において再度等級等を決定等したときは、名簿の内容を訂正しなければならない。

(一般競争に参加する者に必要な資格の基本事項等の公示)

第9条 財務総括責任者は、この基準に規定する一般競争に参加する者に必要な資格の基本となるべき事項及び申請の時期、方法等について公示を行うものとする。

(一般競争参加資格者がない等の場合における資格審査の公示)

第10条 財務総括責任者は、特定の製造、販売、役務提供等又は買受けを一般競争に付そうとする場合において、名簿に記載された製造等業者がない等特別の事情により入札ができないと認めるときは、隨時に一般競争に参加する資格を得ようとする者の資格の審査を行う旨の公示をすることができる。

2 第6条中申請書及び添付書類に係る部分の規定並びに第7条の規定は、第1項の規定による資格の審査について準用する。

(一般競争参加資格の有効期限)

第11条 一般競争に参加する資格を有する者に係る一般競争参加資格の有効期限は、第6条の規定により申請書を提出した者で、定期審査として当該申請書を提出した者については、当該申請書を提出した日の属する年の4月1日から起算して3年を経過する日までの間、その他の者については資格の認定のあった日から次回の定期審査を実施する年の3月31日までの間とする。

(日本語訳の付記等)

第12条 この定めにより提出する書類であって、外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

附 則

この基準は、平成19年5月23日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年2月25日改正)

この基準は、平成22年2月25日から実施し、平成22年1月12日より、平成22年度から平成24年度までの一般競争に参加する資格を得ようとする者から適用する。

附 則 (令和元年7月8日改正)

この基準は、令和元年7月8日から実施する。

附 則 (令和3年12月21日改正)

この基準は、令和4年1月11日から実施し、令和4年度から令和6年度までの一般競争に参加する資格を得ようとする者から適用する。

別記1

摘要	段階	数値（製造）	数値（販売、役務提供等、買受け）
年間平均生産高等	200億円以上	60	65
	100億円以上200億円未満	55	60
	50億円以上100億円未満	50	55
	25億円以上50億円未満	45	50
	10億円以上25億円未満	40	45
	5億円以上10億円未満	35	40
	2.5億円以上5億円未満	30	35
	1億円以上2.5億円未満	25	30
	5,000万円以上1億円未満	20	25
	2,500万円以上5,000万円未満	15	20
自己資本額	2,500万円未満	10	15
	10億円以上	10	15
	1億円以上10億円未満	8	12
	1,000万円以上1億円未満	6	9
	100万円以上1,000万円未満	4	6
流動比率	100万円未満	2	3
	140%以上	10	
	120%以上140%未満	8	
	100%以上120%未満	6	
営業年数	100%未満	4	
	20年以上	5	10

	10年以上20年未満	4	8
	10年未満	3	6
生産設備の額(製造のみ)	10億円以上	15	—
	1億円以上10億円未満	12	—
	5,000万円以上1億円未満	9	—
	1,000万円以上5,000万円未満	6	—
	1,000万円未満	3	—